

千葉県入札監視委員会平成28年度第1回定例会議 審議概要

|                      |   |  |
|----------------------|---|--|
| 開催日及び場所              | 平成28年8月1日(月) プラザ菜の花3階 「菜の花」   |  |
| 委員                   | ○ 小野 理恵(千葉大学法経学部准教授)<br>轟 朝幸(日本大学理工学部教授)<br>永井 香織(日本大学生産工学部准教授)<br>藤井 一(弁護士)<br>◎ 柳 久之(一般社団法人日本経営協会講師)<br>(敬称略・五十音順)<br>◎ 委員長      ○ 副委員長 |  |
| 審議対象期間               | 平成27年10月1日～平成28年3月31日   |  |
| 審議案件                 | 5件  | (備考)<br>1 審議対象期間中に13件の低入札調査があったことを報告した。<br>2 審議対象期間中に13件(20者)の指名停止があったことを報告した。 |
| 一般競争                 | 3件  |  |
| 指名競争                 | 1件  |  |
| 随意契約                 | 1件  |  |
| —                    | —   |  |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問   | 回答   |
|                      | 別紙のとおり  | 別紙のとおり   |
| 委員会による建議の内容          | なし  |  |

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

| 意見・質問  | 回 答   |
|--|---|
| <p><b>審議事案概要</b></p> <p>○ 建築一式工事の不調・不落が高い理由はなにか。</p> <p>○ 指名停止の中で、独占禁止法違反をした業者でも指名停止の期間が違うが何か理由はあるのか。</p> <p>○ 平成28年4月から総合評価方式特別簡易型の適用金額を引き上げたが、引き上げた結果どれくらいの件数が対象になるのか。</p> | <p>○ 平成27年度は学校の耐震工事が集中したため、技術者が不足していたと思われます。</p> <p>今年度は学校の耐震工事が一段落したため技術者不足は比較的落ち着いていると考えられます。</p> <p>○ 独占禁止法に基づく課徴金減免制度では、事業者が自ら関与した入札談合等について、自主的に報告した場合に一定要件を満たすことにより減免措置を受けることができます。この減免措置が認められた場合には、指名停止期間6か月を3か月にするなど期間を2分の1まで短縮することができることとしております。</p> <p>○ 平成27年度の実績では、特別簡易型と簡易型の比率が、6対4となっています。これを参考に、簡易型を予定価格1億5千万円以上とした場合、6対4が7.5対2.5くらいになるのではないかと考えられます。</p> |

| 意見・質問   | 回 答  |
|---|--|
| <p><b>事案1 一般競争入札</b><br/> <b>【千葉県衛生研究所建替建築工事】</b></p> <p>○ 低入札価格調査報告書を提出しない理由が、「所定の要件を満たす報告書の作成が困難であるため」とのことだが、この具体的な理由を把握しているか。</p> <p>○ 低価格入札者と落札業者との入札金額の差が大きく、それだけ県の財政負担が大きくなるものとなる。<br/>         低価格入札者の技術評価点は合格点と思われるので、調査報告書が出せないというだけで、次順位者が落札するというのはいかかなものか。</p> <p>○ 適正な履行とは、金額によってどの程度保障されるのか。<br/>         調査基準価格を下回ったら、適正な履行がされない可能性が突然出てくるとは思えない。<br/>         低入札価格調査の対象になると、ほぼ調査報告書の提出がない。<br/>         書類の準備が困難であるとか契約できる可能性が低いなどの問題があるのではないか。</p> | <p>○ 低入札価格調査報告書の提出に代わる届出があった場合、業者への詳細な聞き取りは特に行っておりません。</p> <p>○ 金額差があることは承知しておりますが、一方で、低価格入札者が低入札価格調査報告書を提出しない場合、県が求める品質や内容に適合した履行が確保できないおそれもあります。<br/>         千葉県公共施設等総合管理計画では建物の目標使用年数をこれまでの65年から80年に引き上げており、建物を長期に使用するにあたり、品質の確保は重要であり、のちの修繕費等が大きくなることも懸念されます。<br/>         さらに、適正な積算がなされていない場合には、下請け業者へのしわ寄せやそれに伴う労働環境の悪化も懸念されます。</p> <p>○ 調査基準価格を下回ると適正な履行がされないと直ちに判断するものではありませんが、適正な履行が可能か調査をする必要があります。<br/>         そのために、調査報告書の提出を求めており、入札に際し適正な準備をしていれば提出できるものです。<br/>         よって、調査報告書が提出されないということは、適正な履行がされない可能性があると考えられます。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>○ 低入札価格調査報告書を提出させるのではなく、こちらから出向いて話を聞いてみるのはどうか。</p> <p>落札業者との金額差を考えれば、その分の人件費も賄えるのではないか。充分価値があると思われるがどうか。</p> <p>○ 見積り作成の費用は予定価格に含めているのか。</p> <p>○ 見積りを作成するのも、自社で見積もれば人件費が、外注すればその費用がかかる。</p> <p>受注できるか分からない工事に正確な見積りをする費用をかけられないため、低入札になってしまうという可能性はあるか。</p> <p>○ 技術的な知識がないために、通常の単価を用いておらず、低入札に結びついたという可能性はあるのか。</p> <p>○ 本案件は議会案件であるが、県議会では、低入札価格調査に関する質問はなかったのか。</p> <p>○ 一般競争入札に関して業者側にも、手を挙げたという責務があると思うが、低入札価格調査報告書を提出しないから、そこで終了というのはいかがなものか。</p> | <p>○ 本来は、調査報告書に基づいて業者にヒアリングを実施することとなっていますが、報告書が提出されない以上、調査に進めていない状況です。</p> <p>なお、委員のご意見も踏まえ、今年度より調査報告書の様式を一部変更し、具体的な理由を記入するようにしましたので、今後参考にしてまいります。</p> <p>○ 予定価格に含めていません。</p> <p>○ 入札に当たり、当該工事の金抜設計書を業者に提供しており、必要なコンクリートや鉄筋の数量を明らかにしているため、それらの数量に基づき単価を用いて算出すれば、積算はできるものと考えます。</p> <p>○ 低入札との関連については、特に承知しておりません。</p> <p>○ 特にございませんでした。</p> <p>○ 低入札価格調査を行うことが明らかになり、当初と前提条件が異なるものになると業者側が考えたのではないかと考えられます。</p> <p>総合評価方式を簡素化しようという動きはありますが、具体的な品質を確保するためには、最低限の書類を提出してもらわざるを得ないところです。</p> <p>予定価格については、市場の情勢を反映</p> |
|---|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>させた最新の単価を採用しているので、予定価格より非常に低い金額で入札があった場合、調査をすることは県としての責務であると考えております。</p> |
|--|---|

| 意見・質問   | 回 答   |
|---|---|
| <p><b>事案2 一般競争入札</b><br/> <b>【沼南給水場特高受変電設備更新工事】</b></p> <p>○ 1者入札を認めない入札となっているが、どのような理由か。</p> <p>○ 将来的にメンテナンスが発生した場合、随意契約を行うのか。</p> | <p>○ 本案件については、工種が電気工事であり、入札に際して参加者を確保できると判断したため、特別の事情には当たらないものとし、1者入札を認めない案件としました。</p> <p>○ 特殊な設備の場合は、随意契約を行う場合もありますが、本案件については、メンテナンスを専門に行う業者もいるため、競争入札で行う予定です。</p> |

| 意見・質問  | 回 答   |
|--|---|
| <p><b>事案3 一般競争入札（事後審査型）</b><br/> <b>【千葉県立香取特別支援学校プール天井撤去工事】</b></p> <p>○ 指名競争入札（9月時点）と一般競争入札（事後審査）（11月時点）で、予定価格が少し変わっているが、内容の見直しを行ったのか。</p> <p>○ 第1回目の入札に辞退者が多いが理由は聞いているか。</p> <p>○ 1回目で不調となった指名競争入札のときに入札している業者が、2回目で落札しているが、その理由はなにか。</p> <p>○ 指名業者9者だが、管内にどれくらいの業者がいたのか</p> <p>○ 指名業者が辞退をした場合、他社はいつの時点で知りうるのか。</p> <p>○ 結果的に1者となっても、入札した1者については、競争性が担保されているとはいえないのか。</p> <p>○ 一般的に指名競争の不調後に一般競争入札事後審査型を行った場合、どのくらい参加業者が増えているか把握しているか。</p> | <p>○ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の見直しを行いました。</p> <p>○ 業者が提出した辞退理由によると、技術者不足、手持工事があるなどとなっています。</p> <p>○ 2回目のときは条件を県全域に広げたが、応札してくる業者は地域的に変わりないと予想がつき、また、予定価格は2回とも公表しているため、業者が金額面で努力したのではないかと理解しています。</p> <p>○ 10月1日のデータになりますが、建築一式工事の許可業者がC等級で香取土木管内に10者、成田土木管内に11者ありました。</p> <p>○ 入札の2～3日後、入札結果を公表した時点になります。</p> <p>○ 指名競争入札については、談合対策の関係でも慎重に考えているところです。</p> <p>○ 指名競争入札が不調となった場合には、全県で20者に範囲を広げ、事後審査型入札を行うこととなりますが、一般的に参加業者がどのくらい増えているかという件数は、持ち合わせておりません。</p> |

○ 指名競争入札の不調後に一般競争入札を行うことにより、コストや時間がかかってしまい、このケースに関していえば、結果が非効率となっている。

指名競争入札の結果のとらえ方をもう少し見直してみる必要もあるのではないかと思う。



| 意見・質問   | 回 答  |
|---|--|
| <p><b>事案4 指名競争入札</b><br/> <b>【安全対策交通信号機灯器改良等工事(野田市ほか)】</b></p> <p>○ 信号機を積算する元になる資料はあるのか。</p> <p>○ 規格が決まっているとすると、積算はどの業者も同様になると思うが、10社中7社が最低制限価格を下回っているということは、予定価格が高すぎたのではないのか。</p> <p>○ 3者でくじ引きとなっているが、信号機のような特殊な事案では、競争性が本当に働いているのか。</p> <p>○ 今回は7社が最低制限価格を下回り、3者が同額での入札となっている。<br/> 開札調書だけ見ると、違和感がある結果になっているが、どのように捉えているのか。</p> | <p>○ 警察庁で仕様が定められており、それに基づき積算しております。</p> <p>○ 同種の案件がいくつかありますが、最低制限価格を下回った入札者数が本件ほど多いこともなく、今回もわずかな額で下回っていることから、予定価格が高すぎたとは考えておりません。</p> <p>○ 本件は予定価格が公表されていたところであり、積算はしやすかったと考えられますが、最低制限価格を下回った業者のかい離金額も数千円程度であることから、他の業者も受注意欲が高かったものと思料され、競争性は確保されていたと考えています。</p> <p>○ 発注量が少ない工種の工事であり、昨年度の単価は情報公開で業者は全て把握しております。本年度の単価は公表していませんが、内訳を見て積み上げで積算する内容であったので、百円単位まで合わせなければ結果として数千円の誤差が出てくるのではないかと考えています。</p> |

| 意見・質問   | 回 答  |
|---|--|
| <p><b>事案5 随意契約</b><br/> <b>【千葉県農林総合研究センター再編整備(イチゴ温室建築) 工事】</b></p> <p>○ 不調が続き、なぜ6回も入札を実施したのか。次は成立するという見込みがあったのか。</p> <p>○ それほど頻繁に設計の見直しをするものなのか。<br/>         最初の入札時にきちんとした計画を立てていれば見直す必要がないのでは。</p> <p>○ 設計会社の積算は適切であったのか。予定価格が低すぎたのではないか。</p> | <p>○ 設計の見直しを相当回数行っており、入札は成立すると見込んでおりました。</p> <p>○ 不調の続いた原因は、技術者不足や温室ハウスならではの装置が組み込まれ、特殊な要素を工事に含んでいることが考えられます。<br/>         あまり取引関係がない下請け業者と仕事を進めることへの懸念や慣れない温室ハウスの勉強をしていかなければならない手間を考慮すると利益が上がらないと判断し、不調が続いたのではないかと考えています。<br/>         また、価格の設定が厳しいのではないかと考え、設計内容を見直しながら対応をしてきました。<br/>         今後の課題として受け止めさせていただきます。</p> <p>○ 予定価格が低すぎるのではないかという懸念はあったので、メーカーから直接聞き取りをして、適正な価格を設計金額に反映しております。</p> |

## 委員講評

- 低入札価格調査を辞退する届出書を出させることをやめるべきではないかと思う。  
なぜなら、低入札価格調査対象となったとはいえ、入札に参加した者は基本的に工事を請負いたい、安く工事を行うことができる、と思っているのだから、県はその者にやって欲しいと思わないといけな。品質の確保が心配だから調査は必要と言うが、品質が確保できれば、安くやれる者にやって欲しいという方向に結論を持って行かないといけなではないか。それに対して低入札価格調査を辞退するという届出は、入札自体を白紙に戻してしまうものだ。だから届出書一枚で終わりにしてしまうのは身も蓋もないので、むしろ県としては、この低入札の結果を生かしてなんとかこれを契約に結び付けるために、業者を激励する方向に話をもっていけないといけな。  
その結果、低入札の成約率が向上して結果がよければ何もいうことはない。  
もしそういう結果に結び付かないのであれば、届出書を廃止する方向も考えていただきたい。
- 最初の説明で入札制度を改善しているという話を聞いてこれからは期待できると感じている。技術者不足というのがここ数年の問題で、入札不調などいろんなことを引き起こしている原因ではないかと言われていたことが、技術者が戻って来ていると話があったので、これから変わっていくのかという期待感がある。  
しかしながら、今回の話の中で出ていた低入札価格調査の問題は、信号機のような画一的な入札をどのよう考えるかということに結び付けてこれからの課題として考えていかななくてはならないのかなという風を感じている。一步一步改善していくことになるが、どのように明確化するとよいのかと感じた。  
問題はいろいろ山積みだと思うが、いかに建設業者に対して、県の仕事は是非やりたいと思わせるような仕組みを作っていくことが重要ではないかと思う。
- 低入札価格調査に関して、予定価格が適正なのかどうかをしっかりともう一回見直すべきであると思う。  
予定価格を公表することの意義はあると思うが、デメリットもあるので考え直すべきではないかと思う。
- 低入札価格調査もそうだが、総合評価の仕方についても興味をもって参加した。私が入札監視委員会の委員になってかなり年数が経つが、その間で様々な改善がなされてきたと思うが、そろそろ今まで改善してきたことは一体どのくらいの価値があることだったのか見直すことが必要なのではないのかなと思う。例えば技術評価でよかったところ悪かったところというのを本当に工事の成績とつながっているのかどうかとか、十分な落札率で入札されていけば適正な工事をやっている率は高いのかなど、データとしてたまっているのではないかと思う。  
もしそうでない場合は今からでも今後の入札につなげるデータの取り方をして本当

に入札制度を変えることによって価値があるのか、低入札価格調査という制度を取り入れて、本当に良い発注ができるのか本質を見極めるべきではないかと思う。

- そもそも公共工事というのは、業者と役所が両輪になってきちんと実施し、住民のための施設を作ることが目的で、県は一般競争入札をやりたいが、業者は入札に参加をしながら入札を辞退するのは、公正な競争入札の妨害なのではないかと感じられなくもない。建設業界の指導を重ねながら契約に結び付くような手立てを講じていただきたいと思う。